「平良町長・知念教育長」学校を激励訪問する









満名川
第４号
校長：上間忠彦

教育目標

○ねばり強く　たくましい子
○明るく　心ゆたかな子
○よく考え　進んで学習する子

〈強く〉〈豊かに〉〈賢く〉

【知】【徳】【体】

本部小学校
(47) - 2202

■「情報交換に於ける要点」■

先ずは、コロナ禍の中で「新しい生活様式」を基盤に、学校教育活動を実践していることに対して「激励と感謝」の言葉をいただいた。激励と兼ねて視察を行った後、校長室にて情報交換を行った。その内容について要点を絞って紹介します。

●「一つ目」は、やはり**■「GIGAスクール構想」**についてである。今年度からの目玉事業である。コロナ禍の中、国からの声かけで一斉に始まった「日本全国、一人一台端末」を活用して、各家庭に於いても授業、学習が受けられるシステムづくりである。各教室にも、新たなスクリーンとプロジェクターが設置され、一人一台の端末が用意された。

各教室に於いて、ＩＣＴを活用した授業が展開され、先生方も意欲的にＰＣを活用しておられる。

●「二つ目」には、**■「支援員と学推教師」の活用について**であった。一括交付金を活用しての「支援員や学推教師」の配置であるが、次年度からは、財源が厳しいらしい。

是非、必要であるのか、効果的に活用しているのかを確認したっかたのである。

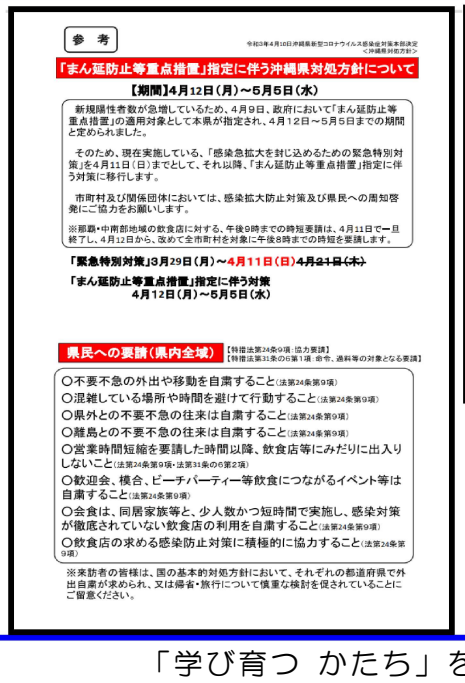
本校の支援員の活用と学推教師の活用は、かなり有効的、且つ、効果的に組織的に機能している。

現在の学校教育に、支援員や学推教師は欠く事ができない存在であり、本部町は、学校教育に対して、手厚く寄与している。

●**「令和の教育」**は、**「ＩＣＴ」と「対面」との「ハイブリッド」**であると（文科省）云われている。人間関係の構築も大切であるし、リモートなどのパソコンを活用した、プログラミング的思考力も必要である。

これからの教育は将に、「ＩＣＴ環境」と「支援員・学推教師」のマンパワーが、必要不可欠なのである。（文責：上間）

■「マン延防止重点措置」が発令


参考

令和3年4月16日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定
<沖縄県対処方針>

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【期間】4月12日（月）～5月5日（水）

新規陽性者数が急増しているため、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として本県が指定され、4月12日～5月5日までの期間と定められました。

そのため、現在実施している、「感染急拡大を封じ込めるための緊急特別対策」を4月11日（日）までとして、それ以降、「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策に移行します。

市町村及び関係団体においては、感染拡大防止対策及び県民への周知啓発にご協力をお願いします。

※那覇・中南部地域の飲食店に対する、午後9時までの時短要請は、4月11日で一旦終了し、4月12日から、改めて全市町村を対象に午後8時までの時短を要請します。

「緊急特別対策」3月29日（月）～4月11日（日）~~4月21日（水）~~

「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策
4月12日（月）～5月5日（水）

県民への要請（県内全域）　【特措法第24条9項：協力要請】【特措法第31条の6第1項：命令、過料等の対象となる要請】

○不要不急の外出や移動を自粛すること（法第24条第9項）
○混雑している場所や時間を避けて行動すること（法第24条第9項）
○県外との不要不急の往来は自粛すること（法第24条第9項）
○離島との不要不急の往来は自粛すること（法第24条第9項）
○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと（法第24条第9項・法第31条の6第2項）
○歓迎会、慰安、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること（法第24条第9項）
○会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること（法第24条第9項）
○飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第9項）

※来訪者の皆様は、国の基本的対処方針において、それぞれの都道府県で外出自粛が求められ、又は帰省・旅行について慎重な検討を促されていることにご留意ください。

●「ＧＷ」も、ご用心ください。

今後の学校生活、授業、行事等に支障がでないよう、過ごし方をしっかり考えて、不要不急の外出や、三密を避け、「新しい生活様式」で過ごすようお願いします。

●登校時のマスク着用も、各家庭での取組を宜しくお願いします。手洗い、うがい、手指消毒も併せて、各家庭での躾の一環としてルーティン化を宜しくお願いします。

●一学期の主な行事は、本小ＨＰにも載せてあります。ご確認ください。

（但し、現段階での予定であります）

■家庭訪問への協力依頼■

①「担任の計画（動線）に沿って実施。」
②「短時間での訪問となります。」
③「所在地の確認と、ご家庭様子を拝見。」
④「ご家庭との連携強化を、相談します。」
⑤「子どもを中心に据えて話し合い」

■年間一回のみ、しかも十分程度の時間です。是非、ご都合を調整していただきたいと思います。宜しくお願いします。


【校長より一言】